

クレーン運転業務特別教育のご案内

No.1

「つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務」に従事する労働者に対して、事業者にはクレーン等安全規則第21条による特別教育を行うことが義務づけられています。

（注）玉掛技能講習修了者もこの特別教育を受けなければ、上出のクレーン運転の業務はできません。

【募集要項】

開催月日 平成30年6月30日（土）～7月1日（日）（受付8:40～）

会場 西部電機㈱（古賀市駅東3-3-1）

*指定された駐車場(社員駐車場)以外での駐車は許可されませんので、受講者に対し周知徹底方お願いします。(係員の指示にご協力ください)

受講料 会員：11,500円（受講料 9,855円＋テキスト代 1,645円）

一般：15,000円（受講料 13,355円＋テキスト代 1,645円）

時間割

	科 目	時 間
一 日 目	クレーンに関する知識	9:00
	原動機及び電気に関する知識	～ 16:10
二 日 目	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	9:00
	関係法令	～
	実技(クレーンの運転及びクレーン運転のための合図)	17:15

【申込方法】

(1) 『特別教育講習申込書証明書』に所定事項をご記入、押印のうえ、下記書類を添えて当協会までご郵送、若しくはご持参ください。

・自動車運転免許証のコピー、又は個人番号が記載されていない住民票

(2) 以下の方法で受講料をお支払い下さい。

◆銀行振込 下記口座へ、講習1週間前までにお振り込み下さい。
(振込手数料は受講者負担でお願いします)

振込先：西日本シティ銀行 赤坂門支店 普通預金 1388163 口座名義 福岡中央労働基準協会

【ご注意】

- ◆ 定員50名になり次第締め切ります。
- ◆ 既納の受講料は返金致しかねますので、予めご了承ください。
- ◆ 受講票は、FAXで送信いたします。1週間前までに届かない場合は、お問い合わせ下さい。
- ◆ 申込書に記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外での利用はいたしませんのでご了承ください。
- ◆ 日程・会場については、都合により変更・取消しすることもあります。

福岡中央労働基準協会

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル5階

TEL:092-711-9132 / FAX:092-731-8839

クレーン運転業務特別教育申込用紙・証明書

事業場所在地	(〒 -)			
事業場名・証明				印
連絡先	TEL	FAX	担当者 係 氏名	
ふりがな 受講者氏名	生年月日		現住所	※受講者番号 修了証番号
	S 年 月 日 H		(〒 -)	
	S 年 月 日 H		(〒 -)	
	S 年 月 日 H		(〒 -)	
	S 年 月 日 H		(〒 -)	
	S 年 月 日 H		(〒 -)	
講習年月日	自：平成 30 年 6 月 30 日 ～ 至：平成 30 年 7 月 1 日			
会場	西部電機(株)			
※ 講習者 証明欄	上記の特別教育講習の課程を修了した事を証明します。 <div style="text-align: right;">平成 30年 7月 1日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">福岡中央労働基準協会長 印</div>			

★ ※の箇所は記入しないで下さい。

★本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外での利用はいたしませんのでご了承ください。

送付先：**福岡中央労働基準協会**

福岡市中央区赤坂1-7-23 赤坂弁護士ビル5F

TEL 092-711-9132 ・ FAX 092-731-8839